人事院事務総長

「育児休業等の運用について」の一部改正について(通知)

「育児休業等の運用について(平成4年1月17日職福一20)」の一部を下 記のとおり改正したので、令和7年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改 正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

文(文) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C											
	改	正	後				改		正	前	
第14	各省名	各庁の長	等が講っ	ずべき	第 1	4	名	省各	庁の身	長等が講	ずべき
措置等関係					措置等関係						
1 •	2 (各)			1	•	2	(略))		
3	規則第	3 2 条第	1項の	「人事	3	= 7	規則]第 3	2 条第	第1項の	「人事
院	が定める	る事項」	は、次に	こ掲げ		院	が定	どめる	事項」	は、次	に掲げ
る	事項とす	ナる。				る	事項	とす	る。		
(1)	• (2)	(略)				(1)	• (2)	(略)		
(3)	国家!	公務員共	済組合注	去 (昭		(3)	玉	家公	務員却	共済組合	法(昭
:	和33年	丰法律第	1 2 8	号)第		Ī	和 3	3 年	法律第	第128	号)第

68条の2第1項に規定する 育児休業手当金、同法第68 条の3第1項に規定する育児 休業支援手当金その他これに 相当する給付に関する必要な 事項

(4) (略)

 $4 \sim 8$ (略)

68条の2第1項に規定する 育児休業手当金<u>その他</u>これに 相当する給付に関する必要な 事項

(4) (略)

 $4 \sim 8$ (略)

以 上